

綾瀬市広報まちかど特派員設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市広報まちかど特派員の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 にぎわいとふれあいにみちた緑豊かなふるさとを市民と行政とが共につくりあげていくため、市政及び地域の情報提供を行っている広報あやせの役割をさらに充実、発展させ新鮮で親しみやすい紙面づくりを目指すとともに、市政への市民参加をより一層推進するために綾瀬市広報まちかど特派員（以下「特派員」という。）を設置する。

(職務)

第3条 特派員の職務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 特派員が属する地域内特有の話題及び心温まる出来事など各種の情報を市に提供すること。
- (2) 市が企画した事業に関し、取材、写真撮影及び記事の作成をし、市に提供すること。
- (3) 市が必要に応じて開催する会議に出席すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(特派員の委嘱)

第4条 特派員は、市内に在住、在勤又は在学する者から公募し、市長が委嘱する。ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同条に規定する中等教育学校（以下「中等教育学校」という。）の前期課程を含む。）又は特別支援学校の中学部を卒業（中等教育学校の前期課程の修了を含む。）する日の属する月の末日までにある者は除く。

(定数及び任期)

第5条 特派員の定数は、10人以内とする。

- 2 特派員の任期は、委嘱の日からその年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(募集及び選考方法)

第6条 特派員の募集は、広報あやせへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

る。

2 選考は、応募者のうちから市の広報活動の趣旨をよく理解しているもので、地域別、年齢別、性別、職業別等を考慮して行うものとする。

(解職)

第7条 特派員が次の各号に該当したときは、解職するものとする。

- (1) 第4条に規定する委嘱の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 辞退を申し出たとき。
- (3) その他市長が必要と認めたとき。

(謝礼)

第8条 特派員に対する謝礼は、予算の範囲内で市長が定める。

(庶務)

第9条 特派員の庶務は、広報主管課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、特派員に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。